

北海道景観条例

平成20年3月31日条例第56号

北海道景観条例をここに公布する。

北海道美しい景観のくにづくり条例（平成13年北海道条例第57号）の全部を改正する。

目次

第1章 総則（第1条—第6条）

第2章 良好な景観を形成するための施策

第1節 良好な景観を形成するための基本的施策（第7条—第12条）

第2節 広域にわたる良好な景観の形成の推進（第13条—第15条）

第3節 公共事業に係る良好な景観の形成（第16条・第17条）

第4節 良好な景観の形成を阻害する物件に対する措置（第18条）

第5節 景観法の施行に関する事項

第1款 景観計画（第19条）

第2款 行為の規制等（第20条—第25条）

第3款 景観重要建造物等（第26条—第29条）

第3章 北海道景観審議会（第30条—第37条）

第4章 雑則（第38条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、良好な景観の形成に関し、基本理念を定め、並びに道、事業者及び道民の責務を明らかにするとともに、道の施策の基本となる事項及び景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）の施行に関して必要な事項を定めることにより、良好な景観の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって豊かさや潤いのある暮らし及び魅力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第2条 良好な景観の形成は、本道の自然、気候、風土、歴史、文化等を踏まえ、地域の個性及び特色を生かして推進されなければならない。

2 良好な景観の形成は、本道の景観の広域性にかんがみ、景観の一体性及び連続性に配慮して推進されなければならない。

3 良好な景観の形成は、道民、事業者、市町村及び道の主体的な取組によることを基本とし、これらの者の適切な役割分担による協働により推進されなければならない。

（道の責務）

第3条 道は、法第2条に定める基本理念及び前条に定める基本理念（以下これらを「基本理念」という。）にのっとり、良好な景観の形成に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 道は、良好な景観の形成を効果的に推進するため、道民、事業者、市町村、道及び国が相互に連携を図ることができるよう必要な措置を講ずるものとする。

（事業者の責務）

第4条 事業者は、基本理念にのっとり、自らの事業活動が地域の良好な景観の形成に深いかかわりを持つことを認識し、事業活動を行うに当たっては、その周辺の景観に充分配慮するとともに、道が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力しなければならない。

（道民の責務）

第5条 道民は、基本理念にのっとり、各自が良好な景観の形成の担い手として、良好な景観の形成に関する理解を深め、地域の良好な景観の形成に努めるとともに、道が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力しなければならない。

(景観行政団体である市町村との関係)

第6条 道は、この条例に基づく施策の実施に当たっては、景観行政団体（法第7条第1項に規定する景観行政団体をいう。以下同じ。）である市町村が行う施策を尊重し、当該施策との整合性に留意するものとする。

第2章 良好な景観を形成するための施策

第1節 良好な景観を形成するための基本的施策

(基本構想)

第7条 知事は、良好な景観の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、良好な景観の形成に関する基本構想（以下「基本構想」という。）を定めなければならない。

- 2 基本構想は、良好な景観の形成に関する施策の基本的事項について定めるものとする。
- 3 知事は、基本構想を定めるに当たっては、あらかじめ、道民の意見を反映することができるよう必要な措置を講じなければならない。
- 4 知事は、基本構想を定めるに当たっては、あらかじめ、北海道景観審議会の意見を聴かななければならない。
- 5 知事は、基本構想を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 前3項の規定は、基本構想の変更について準用する。

(道民に対する普及啓発等)

第8条 道は、道民及び事業者並びにこれらの者が組織する団体が良好な景観の形成について理解を深め、積極的に参加できるよう、普及啓発、情報の提供、学習の機会の確保、顕彰その他の必要な措置を講ずるものとする。

(市町村に対する支援)

第9条 道は、市町村が良好な景観の形成に関する施策の立案及び実施、景観行政団体への移行、景観計画（法第8条第1項に規定する景観計画をいう。以下同じ。）の策定等を円滑に行えるよう、情報提供、技術的助言その他の必要な支援を行うものとする。

(専門家による助言指導)

第10条 道は、良好な景観の形成に関し専門的な知識若しくは技術又は経験を有する者及び団体が、地域からの要請に応じて助言指導できるよう必要な措置を講ずるものとする。

(調査研究及び情報の収集)

第11条 道は、良好な景観の形成に関し必要な調査研究及び情報の収集を行うものとする。

(財政上の措置)

第12条 道は、良好な景観の形成に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第2節 広域にわたる良好な景観の形成の推進

(広域景観形成推進地域)

第13条 知事は、複数の市町村にまたがり、田園、湖沼等が連続する景観を有する地域で、特に広域にわたる良好な景観の形成を推進する必要があると認めるものを、当該地域の存する市町村の長の申出に基づき、広域景観形成推進地域として指定することができる。

- 2 知事は、前項の規定により指定しようとするときは、あらかじめ、その指定に係る地域の市町村（以下「関係市町村」という。）の長と協議しなければならない。
- 3 知事は、第1項の規定により指定しようとするときは、あらかじめ、北海道景観審議会の意見を聴かななければならない。
- 4 知事は、広域景観形成推進地域を指定したときは、その旨を公表しなければならない。
- 5 前3項の規定は、広域景観形成推進地域の指定の解除及び変更について準用する。

(広域景観形成指針)

第14条 知事は、前条第1項の規定により指定しようとするときは、当該広域景観形成推進地域に係る良好な景観の形成に関する指針（以下「広域景観形成指針」という。）を定めなければならない。

2 知事は、広域景観形成指針を定めるに当たっては、あらかじめ、関係市町村の住民の意見を反映することができるよう必要な措置を講じなければならない。

3 前条第2項から第4項までの規定は、広域景観形成指針の策定、変更及び廃止について準用する。この場合において、同条第4項中「その旨」とあるのは、「その内容」と読み替えるものとする。

（広域景観形成指針への配慮等）

第15条 広域景観形成推進地域において、建築物等の建設、屋外における物品の集積等景観に影響を及ぼす行為をしようとする者は、広域景観形成指針に配慮するよう努めなければならない。

2 知事は、広域景観形成推進地域において、広域景観形成指針に沿った良好な景観の形成を著しく阻害していると認められる建築物等、屋外において集積された物品等がある場合は、その所有者又は管理者に対し、必要な措置を講ずるよう要請するものとする。

3 知事は、前項の規定により要請しようとするときは、あらかじめ、北海道景観審議会の意見を聴くとともに、関係する市町村に協力を求めるものとする。

第3節 公共事業に係る良好な景観の形成

（公共事業景観形成指針）

第16条 知事は、公共施設の建設その他の公共事業（以下「公共事業」という。）に係る良好な景観の形成のための指針（以下「公共事業景観形成指針」という。）を定めるものとする。

2 第13条第3項及び第4項の規定は、公共事業景観形成指針の策定及び変更について準用する。この場合において、同項中「その旨」とあるのは、「その内容」と読み替えるものとする。

（公共事業景観形成指針の遵守等）

第17条 道は、公共事業景観形成指針にのっとり、公共事業を実施するものとする。

2 知事は、公共事業を施行しようとする者又は施行している者に対し、公共事業景観形成指針に配慮して当該公共事業を実施するよう、必要に応じて要請するものとする。

第4節 良好な景観の形成を阻害する物件に対する措置

第18条 知事は、広域景観形成推進地域以外の地域において、次の各号のいずれにも該当する建築物又は工作物で、良好な景観の形成を著しく阻害していると認められるものがある場合は、その所有者又は管理者に対し、必要な措置を講ずるよう要請することができる。

（1） 損傷、腐食等により外観の大半が損なわれていること。

（2） 外観が損なわれている状況を国道若しくは道道又は鉄道線路において運行する車両から容易に認識できること。

（3） 現に使用又は維持管理をされていないこと。

2 知事は、前項の規定により要請しようとするときは、あらかじめ、北海道景観審議会の意見を聴くとともに、関係する市町村に協力を求めるものとする。

第5節 景観法の施行に関する事項

第1款 景観計画

第19条 知事は、景観計画を定めようとするときは、法第9条第1項から第5項までの規定によるほか、あらかじめ、北海道景観審議会の意見を聴かななければならない。

2 前項の規定は、景観計画の変更（規則で定める軽微な変更を除く。）について準用する。

第2款 行為の規制等

（行為の届出等）

第20条 法第16条第1項若しくは第2項の規定による届出又は同条第5項の規定による通知（以下「行為の届出等」という。）は、規則で定めるところにより行わなければならない。

（市町村長の意見の聴取）

第21条 知事は、行為の届出等があった場合は、当該行為の届出等に係る行為が行われる区域を管轄する市町村長の意見を聴くことができる。

（適用除外行為）

第22条 法第16条第7項第11号の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- (1) 他の法令又は条例の規定に基づき、許可、認可、届出等を要する行為のうち、規則で定めるもの
 - (2) 法第16条第1項第2号に掲げる行為（規則で定める工作物に係る行為を除く。）
 - (3) 規則で定める規模以下の行為
 - (4) 市町村が景観の形成に関する条例を制定している場合において、当該市町村の条例の適用により良好な景観の形成を図る上で支障が生ずるおそれがない区域として規則で定める区域で行われる行為
- 2 広域景観形成推進地域における前項第2号の規則で定める工作物及び同項第3号の規則で定める規模は、広域景観形成推進地域ごとに定めるものとする。
- 3 第1項各号の規定に基づき規則を制定し、又は改廃する場合においては、当該規則において、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

（特定届出対象行為）

第23条 法第17条第1項の条例で定める行為は、法第16条第1項第1号及び第2号の届出を要する行為とする。

（勧告又は変更命令等の手続）

第24条 知事は、法第16条第3項の規定による勧告をしようとするとき、又は法第17条第1項若しくは第5項の規定により必要な措置を命じようとするときは、あらかじめ、北海道景観審議会の意見を聴かなければならない。

（良好な景観の形成を図るための事項への配慮）

第25条 景観計画区域（法第8条第2項第1号に規定する景観計画区域をいう。）において、法第16条第1項第1号から第3号までに掲げる行為（附則第5項及び第6項において「届出対象行為」という。）をする者は、景観計画に定める良好な景観の形成を図るための事項に配慮しなければならない。

第3款 景観重要建造物等

（景観重要建造物の指定等の手続）

第26条 知事は、法第19条第1項の規定により同項の景観重要建造物（以下「景観重要建造物」という。）の指定をしようとするとき、又は法第27条第2項の規定により景観重要建造物の指定の解除をしようとするときは、あらかじめ、北海道景観審議会の意見を聴かなければならない。

2 知事は、法第23条第1項の規定による命令をしようとするとき、又は法第26条の規定による命令若しくは勧告をしようとするときは、あらかじめ、北海道景観審議会の意見を聴かなければならない。

（景観重要建造物の管理の方法の基準）

第27条 法第25条第2項の規定により定める管理の方法の基準は、次のとおりとする。

- (1) 景観重要建造物の修繕は、原則として当該修繕前の外観を変更することのないようにすること。
- (2) 消火器の設置その他の防災上の措置を講ずること。
- (3) 景観重要建造物の滅失を防ぐため、その敷地、構造及び建築設備の状況を定期的に点検すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、景観重要建造物の良好な景観の保全のため必要な管理の方法の基準として規則で定めるもの

（景観重要樹木の指定等の手続）

第28条 知事は、法第28条第1項の規定により同項の景観重要樹木（以下「景観重要樹木」という。）の指定をしようとするとき、又は法第35条第2項の規定により景観重要樹木の指定の解除をしようとするときは、あらかじめ、北海道景観審議会の意見を聴かなければならない。

2 知事は、法第32条第1項において準用する法第23条第1項の規定による命令をしようとするとき、又は法第34条の規定による命令若しくは勧告をしようとするときは、あらかじめ、北海道景観審議会の意見を聴かなければならない。

（景観重要樹木の管理の方法の基準）

第29条 法第33条第2項の規定により定める管理の方法の基準は、次のとおりとする。

- (1) 景観重要樹木の良好な景観を保全するため、剪（せん）定その他の必要な管理を行うこと。
- (2) 景観重要樹木の滅失又は枯死を防ぐため、病虫害の駆除その他の措置を行うこと。

- (3) 前2号に掲げるもののほか、景観重要樹木の良好な景観の保全のため必要な管理の方法の基準として規則で定めるもの

第3章 北海道景観審議会

(設置)

第30条 北海道における良好な景観の形成の推進を図るため、知事の附属機関として、北海道景観審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第31条 審議会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 知事の諮問に応じ、良好な景観の形成の推進に関する重要事項を調査審議すること。
 - (2) 前号に掲げるもののほか、この条例又は北海道屋外広告物条例（昭和25年北海道条例第70号）の規定によりその権限に属させられた事務
- 2 審議会は、良好な景観の形成に関し必要と認める事項を知事に建議することができる。

(組織)

第32条 審議会は、委員15人以内で組織する。

(委員)

第33条 委員は、学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第34条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員が互選する。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第35条 審議会の会議は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第36条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に部会長を置き、会長が指名する委員がこれに当たる。
- 3 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

(会長への委任)

第37条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

第4章 雑則

(規則への委任)

第38条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。ただし、この条例による改正後の北海道景観条例（以下「新条例」という。）第2章第5節第2款及び第3款の規定は、同年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の北海道美しい景観のくにづくり条例（以下「旧条例」という。）第16条第1項の規定により指定されている広域景観づくり推進地域は、新条例第13条第1項の規定により指定された広域景観形成推進地域とみなす。
- 3 この条例の施行の際現に旧条例第17条第1項の規定により定められている広域景観づくり指針は、新条例第14条第1項の規定により定められた広域景観形成指針とみなす。
- 4 この条例の施行の際現に旧条例第19条第1項の規定により定められている公共事業景観づくり指針は、新条例第16条第1項の規定により定められた公共事業景観形成指針とみなす。
- 5 新条例第2章第5節第2款の規定は、平成20年11月1日以後に着手する届出対象行為に係る行為の届出等について適用する。
- 6 前項の規定にかかわらず、蘭越町、二セコ町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、京極町及び倶知安町以外の市町村の区域においては、新条例第2章第5節第2款の規定は、平成21年5月2日以後に着手する届出対象行為に係る行為の届出等について適用する。この場合において、当該行為の届出等は、同年4月1日以後に行わなければならない。
- 7 この条例の施行の際現に旧条例第21条の規定により置かれている北海道美しい景観のくにづくり審議会（以下「旧審議会」という。）は、新条例第30条の規定により置かれた審議会とみなす。
- 8 この条例の施行の際現に旧条例第24条第1項の規定により旧審議会の委員に任命されている者は、新条例第33条第1項の規定により審議会の委員に任命された者とみなす。この場合において、委員の任期については、その者が旧条例第24条第1項の規定により任命された日から起算する。
- 9 この条例の施行の日前に、景観計画の策定に関し、旧審議会の意見を聴いたときは、同日以後においては、新条例第19条第1項の規定による意見の聴取をしたものとみなす。
（北海道建設部の事務処理の特例に関する条例の一部改正）
- 10 北海道建設部の事務処理の特例に関する条例（平成12年北海道条例第24号）の一部を次のように改正する。
（次のよう略）
（北海道屋外広告物条例の一部改正）
- 11 北海道屋外広告物条例（昭和25年北海道条例第70号）の一部を次のように改正する。
（次のよう略）
（検討）
- 12 知事は、この条例の施行の日から起算して5年を経過するごとに、社会経済情勢の変化等を勘案し、新条例の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 〔平成21年3月31日条例第15号〕〔抄〕

- 1 この条例は、公布の日から施行する。（後略）